

議会議案第1号

旧優生保護法下における強制不妊手術を受けた被害者に対する補償及び救済等による早期解決を求める意見書の提出について

旧優生保護法下における強制不妊手術を受けた被害者に対する補償及び救済等による早期解決を求めることに関し、次のとおり意見書を提出する。

平成30年6月27日提出

提出者	鎌倉市議会議員	千	一
同	同	上	くりはらえりこ
同	同	上	竹田 ゆかり
同	同	上	飯野 眞 毅
同	同	上	高野 洋 一
同	同	上	河村 琢 磨
同	同	上	保坂 令 子
賛成者	同	上	長嶋 竜 弘
同	同	上	西岡 幸 子

旧優生保護法下における強制不妊手術を受けた被害者に対する補償及び救済等による早期解決を求める意見書

「旧優生保護法」は1948年、戦後の人口過剰問題を背景に優生思想のもと、「不良な子孫を出産することを防止する」という目的をもって議員立法で成立した。その後半世紀の間に、知的障害、精神障害、遺伝性疾患などを理由に、約2万5000名の不妊手術が行われ、そのうち少なくとも約1万6500名に本人の同意のない強制的な不妊手術が行われたことが、旧厚生省の資料から明らかとなっている。

憲法第13条は「すべて国民は個人として尊重され、幸福追求に対する国民の権利は、立法その他の国政の上で最大限の尊重を必要とする」と明記している。また第14条第1項では「すべて国民は法の下に平等で、差別されない」と明記している。強制的な不妊手術が、当時は合法だったとはいえ、障がい者の人権を侵害し、人としての尊厳を踏みにじるものであったことは明白である。

国は1996年、同法の障がい者差別に該当する条文を削除して、名称を母体保護法に改め、以後、強制不妊手術を行っていないが、政策変更後も被害者の救済を行っていない。また、日本政府は1998年以降、国連の国際人権規約委員会などから優生手術の被害者に対する補償措置を行うべきとの勧告を受けてきたが、何ら調査さえすることもなく放置しつづけてきた。

今年1月、国に対して「謝罪と救済立法の制定」を求める全国初の訴訟が起こされた。

現在、国は、県や市に対して「旧優生保護法」に関連した資料の保全を求めているが、「国家賠償法」上の責任の有無については、個別具体の事実関係を踏まえて判断するべきとして個別に裁判を起こせばよいとの姿勢を変えていない。

しかしながら、優生手術による被害者の多くが高齢化しているため、個別に訴訟を起こすことは大変な負担である。救済立法が成立すれば、全国で今なお被害に苦しみながら生活されている多くの被害者を同時に救済することができる。

よって、国においては過去の反省に立って、一日も早く被害者に対する救済措置を講じるよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

2018年6月29日

鎌倉市議会